

山武市と三井住友海上火災保険株式会社との包括連携に関する協定書

山武市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、相互の連携を強化し、地域の活性化及び住民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) SDGsの推進に関すること
- (2) 防災・減災及びリスクマネジメントに関すること
- (3) 地域産業の振興や支援に関すること
- (4) 子育て支援に関すること
- (5) 観光振興に関すること
- (6) 環境保全に関すること
- (7) 健康増進、高齢者及び障がい者支援に関すること
- (8) 地域の安全・安心に関すること
- (9) その他、地域の活性化及び住民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施、促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件については別途取り決めるものとする。

3 乙は、第1項各号に定める取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく連携により相手方から受領した情報について、第1条に定める目的の範囲内でのみ使用するものとし、相手方の書面による事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から受領したときに既に公知となっていたもの、又は相手方から受領後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から受領したときに既に保有していたもの、又は相手方から受領後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 法令により開示を求められたもの

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに、甲及び乙のいずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

2 甲又は乙のいずれかが本協定の解約を希望する場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定を解約することができる。

（協議）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関する疑義が生じた場合は、甲及び乙にて誠意をもって協議の上、円満に解決を図るものとする。

以上、本協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和4年1月18日

甲： 千葉県山武市殿台296番地

山武市

山武市長

松下 浩明



乙： 千葉県千葉市中央区中央四丁目7番4号

三井住友海上火災保険株式会社

千葉支店長

鈴木 宏

